INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER





有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号 ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 153 2016年05月24日

インド特許法施行規則改正について

インド特許庁は昨年(2015年)、特許法施行規則改正草案を発表しましたが、2016年5月 16日にインド特許法施行規則が改正され、即日施行されましたのでお知らせします。改正 施行規則の主な内容は下記の通りです。

1. アクセプタンス期間の短縮

- ・第1回目のオフィシャルアクション(FER)が発行されてから、その出願が特許を受けられる 状態にするまでのアクセプタンス期間は従来は12ヶ月でしたが、これが6ヶ月に短縮され ました。このアクセプタンス期間は満了前の請求により3ヶ月延長できます。この規則は 2016 年 5 月 16 日以降にFERが発行された出願から適用されます。
- ・Controller (審査管理官)は、特許出願人がFERに対する最後の応答をした日から3ヶ月経過した日か、アクセプタンス期間の最終日から3ヶ月経過した日のいずれか早い日までに特許出願について処分を決めなければなりません。

2. ヒアリングに関する規則

FERが発行された後、特許出願を確実に権利化するには審査官とのヒアリングを行なう必要がありますが、このヒアリングに関する規則も改正されました。

- ・改正により、ヒアリングはテレビ会議や音声画像通信システムでも行なえるようになりました。
- ・出願人は、ヒアリングの結果提出が必要となった書類を、ヒアリングの日から15日以内に 提出する必要があります。
- ・ヒアリングの日時は、ヒアリングを行なう日の3日前までに出願人が申請することで延期する ことができます。延期できる期間の限度は30日で、延期申請の回数の限度は2回です。

3. 早期審査について

・インドでは特許出願の審査促進制度として Express Examination の制度がありましたが、今回の改正で新たに Expedite Examination の制度が設けられました。但し、この制度を利用できる出願は、インド特許庁を国際調査機関(ISA)か国際予備調査機関(IPEA)に選択した出願か、"start-up"による出願に限られます。ここで、start-up とはインド国内で登記手続きがなされてから5年以内の法人のことです。

4. 国際出願の国内移行について

・国際出願の出願人は、国際出願をインド特許庁に国内移行する際、クレームの一部を削除 することができます。

5. 審査手数料の返還について

・出願人は特許出願の審査請求を取り下げることができます。ここで、審査請求が通常の審査 請求(RFE)か、Expedite Examination の審査請求(RFEE)の場合、審査官がその出願 の審理に着手していなければ納付した審査手数料の90%が返還されます。

6. その他

- ・特許出願はこれまで紙の書類による出願と電子出願が受理されてきましたが、今後は電子 出願のみが受理されます。
- ・分割出願を行なう場合、その親出願の審理が始まっているときには出願の分割と同時に 審査を請求しなければなりません。
- ・出願の代理人の届出は出願から3ヶ月以内に行なう必要があります。

(出典: Chadha & Chadha、De Penning & De Penning)